

異議申立書（和訳）正誤表

頁等	誤	正
p2 (2 段落目)	他の申立人が、異議申立の提出に準備整理して備える意図をもって、国内・現地 <u>の団体と日本の団体の支援を求めるためのこのガイドラインが保障しているこの</u> 手続を用いたことに気がつき、～	他の申立人 <u>ら</u> が、異議申立の提出に準備、整理して備える意図をもって、国内・現地 <u>及び日本の市民社会組織の支援を受けつつ、このガイドラインが保障している手続を用いたことを知り、</u> ～
p3 (D) /3 行目	プロサバンナ事業の <u>元</u> で計画～	プロサバンナ事業の <u>下</u> で計画～
p4 (K) /2 行目	プロサバンナ事業の <u>正統化</u> に～	プロサバンナ事業の <u>正当化</u> に～
p5 (O) /2 行目	モザンビーク <u>農務省</u>	モザンビーク <u>農業省</u>
p6 (I.)	プロジェクト名：プロサバンナ事業 (ProSAVANA-PD) (マスタープラン支援プロジェクト) 及びモザンビークのコンサルタント会社と NGO へ委託契約される <u>その</u> サブプロジェクト：「プロサバンナのためのコミュニケーション戦略の確立」、「プロサバンナのためのコミュニケーション戦略の実施」、「ステークホルダーの <u>関与</u> 」並びに「マスタープランの見直し」、 <u>各プロジェクト</u> 。	プロサバンナ事業 (ProSAVANA-PD) (マスタープラン支援プロジェクト) 及びモザンビークのコンサルタント会社と NGO へ委託契約されたサブプロジェクト：「プロサバンナのためのコミュニケーション戦略の確立」、「プロサバンナのためのコミュニケーション戦略の実施」、「ステークホルダーの <u>参加</u> 」並びに「マスタープランの見直し」。
(I-2 C)	「ステークホルダー <u>との協議</u> 」計画：	「ステークホルダーの <u>参加</u> 」計画：
p8 (最終段落)	「マスタープラン」計画	「マスタープランの <u>見直し</u> 」計画
p10 (1. c) /3 行目	…プロジェクト) にかかる <u>の</u> 計画、確立～	…プロジェクト) にかかる計画、確立～
p11 (2. b-i) /1 行目	(迫害的、 <u>薄情</u> かつ恫喝的な調整、～	(迫害的、 <u>不公平</u> かつ恫喝的な調整、～
(2. b-v) /2 行目	モザンビーク <u>農務省</u> (MASA)	モザンビーク <u>農業省</u> (MASA)
P12 (3) /3 行目	遵守し <u>委託</u> してきた	遵守し <u>コミット</u> してきた →※ボ語ニュアンスから「依託」と

		しました。
p13 (3. e) /13 行目	ソリ <u>エ</u> ダリダジ・ナンプーラ	ソリダリ <u>エ</u> ダジ・ナンプーラ
p15 (3. l) /3 行目	政治家を連れてくることを計画、実行した <u>こと</u>	政治家を連れてくることを計画、実行し <u>よう</u> とした <u>こと</u>
(3. n)	「参加」を通じて、プロサバンナと JICA に賛同するよう我々に対する個人と団体の敵意を <u>正統化</u> し助長させたこと。これらが「ナカラ回廊開発のための市民社会メカニズム (MCSC-CN)」を構成することとなった。JICA モザンビーク事務所で開かれたこれら人々、JICA 並びにモザンビーク農務省 (MASA) との非公開のミーティングの議事録に、これが記録されている。	「参加」を通じて、プロサバンナと JICA に賛同するよう我々に対する個人と団体の敵意を <u>正当化</u> し助長させたこと。これらが「ナカラ回廊開発のための市民社会メカニズム (MCSC-CN)」を構成することとなった。JICA モザンビーク事務所で開かれたこれら人々、JICA 並びにモザンビーク農業省 (MASA) との非公開のミーティングの議事録に、これが記録されている。
p16 (4. b) /2 行目	モザンビーク農務省職員らに、～	モザンビーク農業省職員らに、～
p18 (2 段落目の引用部 1 つめ)	州と地区の農務省支部	州と地区の農業局
p20 (2 段落目 a)	「事前/草案報告書」監督用の手続きと～	「 <u>ドラフト</u> /事前報告書」監督用の手続きと～
p21 (1 段落目)	農務大臣 (MINAG/MASA) とその職員及び～	農業大臣 (MINAG/MASA) とその職員及び～
(第 2 項 /1 段落目)	農務大臣や幹部などの賓客のための～	農業大臣や幹部などの賓客のための～
(同 /3 段落目の 3 行目)	ナンプーラ州農務長官 (DPA) が同じような発言をしました。	ナンプーラ州農業局 (DPA) 局長が同じような発言をしました。
(第 3 項 /1 段落目の 2 行目)	農務省内の最高権限を有している者が～	農業省内の最高権限を有している者が～
p22 (第 2 項 /2 段落目)	直接結び付ける活動や議論を <u>を</u> 行いました	直接結び付ける活動や議論を行いました
p23 (第 2 項 /2 段落目の引用部)	迫害、脅迫、 <u>買収</u> そして情報操作に、強く抗議します」	迫害、脅迫、 <u>誘い込み</u> そして情報操作に、強く抗議します」
(同 /4 段落目の 3	我々の痛みと決意 <u>定</u> を表明し、	我々の痛みと決意を表明し、

行目)		
p24(第2項/1段落目、3行目)	各大臣及びモザンビーク農務省 [MASA]	各大臣及びモザンビーク農業省 [MASA]
(同/3段落目、1行目)	SDAE と州農務局 (Departamentos Provinciais de Agricultura – DPA) との集会	SDAE と州農業局 (Departamentos Provinciais de Agricultura – DPA) との集会
(同/6段落目、2行目)	モザンビーク農務省 (MASA)、地区農務局 (DPA) と SDAE により～	モザンビーク農業省 (MASA)、州農業局 (DPA) と SDAE により～
p25(第2項/1段落目、2行目)	モザンビーク農務大臣からの公式の「返信」が～	モザンビーク農業大臣からの公式の「返信」が～
p26(第1項/5段落目、2行目)	これは梅雨 (雨季) の途中の出来事でした。	これは雨季の途中の出来事でした。
p27(第1項/1段落目、1行目)	モザンビーク農務省 (MASA) によれば、～	モザンビーク農業省 (MASA) によれば、～
(同/3段落目、2行目)	モザンビーク農務省 (MASA) の～	モザンビーク農業省 (MASA) の～
(同/4段落目、2行目)	JICA とモザンビーク農務省 (MASA) は、～	JICA とモザンビーク農業省 (MASA) は、～
(第2項/1段落目、1行目)	モザンビーク農務省 (MASA) が～	モザンビーク農業省 (MASA) が～
p28 (3段落目、4行目)	さらに、外務省 (MOFA) は「収集された意見の大部分は賛成」(事業に対して) であったと強調して～	さらに、外務省 (MOFA) は「収集された意見の大部分は事業に対して『賛成』」であったと強調して～
p29(第1項/3段落目、1行目～)	地区農務局やその他の地区・県 (SDAE) における事業の JICA カウンターパートが、我々を空港で見かけると、我々を「売国者」呼ばわりして侮辱しました。	州農業局やその他の地区・州における JICA の事業カウンターパート (SDAE) が、我々を空港で見かけると、我々を「非愛国者」呼ばわりして侮辱しました。
(同/4段落目、1行)	マプートにおける公聴会は農務大臣が～	マプートにおける公聴会は農業大臣が～

目)		
p30(第2項/2段落目、1行目)	全国農民組合 (União Nacional de Camponeses) と三ヶ国の市民団体は、～	全国農民連合 (União Nacional de Camponeses) と三ヶ国の市民団体は、～
(第3項/1段落目、3行目)	JICA とモザンビーク農務省 (MASA) は、この政府派遣団に、UNAC (農民全国組合) に所属する農民リーダーも参加させて、～	JICA とモザンビーク農業省 (MASA) は、この政府派遣団に、UNAC (全国農民連合) に所属する農民リーダーも参加させて、～
p31(第1項/1段落目、1行目)	農民全国組合の組合長と組合副長が、上記リーダーの地区を訪問してみると、～	全国農民連合の会長と副会長が、上記リーダーの地区を訪問してみると、～
(同/4段落目、1行目)	当該地区組合を訪問していた我々の全国農民組合長が、～	当該地区組合を訪問していた我々の全国農民連合の会長が、～
p33(第1項/2段落目、2行目)	どのように JICA の契約、資金、指導、監視と監督により確立されたのかを気にせず、～	どのように JICA の契約、資金、指示、指導、並びに監督により確立されたのかを気にせず、～
p35(第1項/3段落目、3行目)	及び(ii)プロセスを正統化し、～	及び(ii)プロセスを正当化し、～
(第2項/2段落目、1行目)	日本からも多種多様な多くの抗議に直面したので、～	日本からも多種多様な抗議に直面したので、～
(同/4段落目、9行目)	「プロサバナのマスタープランの見直しと完成活動の資金調達に関する MCSC、JICA と MASA の会議」として開催されました。	「プロサバナのマスタープランの見直しと完成に向けた活動の資金調達に関する MCSC、JICA と MASA の会議」として開催されました。
p37(第2項/2段落目、1行目)	3者参加による競争的公募により、～	3者参加による「競争的公募」により、～
(同/3段落目、1行目)	モザンビーク JICA 事務所長は、～	JICA モザンビーク事務所長は、～
p39 (第1項/引用部3つ目)	“独立行政法人が、政策実施機能を最大限発揮するためには、公共調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ	“独立行政法人が、政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム (ガバナンス) を確立し、その下

	透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達[契約]…同時にPDCA (Plan Do Check and Action) サイクルにより透明性と自律性を確保【しなければならない】 (総則、1頁)	で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達…PDCA サイクルにより透明性及び外部性を確保しつつ…” (総則、1頁) 【=総務省通達原文】
p40 (第2項/1段落目の引用部)	「JICA は…国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準の原則を尊重する。かつ…社会的弱者の人権については、特に配慮する。」	「JICA は…国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準の原則を尊重する。この際、…社会的に弱い立場にあるもの人権については、特に配慮する。」 【=JICA 環境社会配慮ガイドライン2.5(2) 原文】
(同/2段落目、1行目)	JICA 役員らが計画、実行ことは、～	JICA 役員らが計画、実行したことは、～
p42(第1項/1段落目、4行目)	その脚注には「本記事は、日本大使館が実施した出張に基づき執筆した」という説明がありました。	その脚注には「本記事は、日本大使館が組織した視察旅行の一部として執筆された」という説明がありました。
(第2項/3段落目、3行目)	虚偽情報の正統化 (氏は実は JICA コンサルタントの一人) するものであると同時に、～	虚偽情報を正当化 (氏は実は JICA コンサルタントの一人) するものであると同時に、～
(同/4段落目、4行目)	他 JICA コンサルタント (日本人) が、これを正統化してしまったことが明らかです。	他 JICA コンサルタント (日本人) が、これを正当化してしまったことが明らかです。
P43 (第1項/1段落目の引用部1つ目)	「すべての関係者は、その職務に係る倫理等の保持を図るために、機構関係者として行動する際に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。」	「機構関係者は、その職務に係る倫理等の保持を図るために、機構関係者として行動する際には、次に掲げる事項を遵守するようお願いします。」 【=「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」原文】
(同引用部2つ目)	「機構関係者は、機構の公共的使命を自覚し、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取り扱いをする等国民に対し不当な差別的扱いをせず、常に公正な職務の遂行に当ること」	「機構関係者は、機構の公共的使命を自覚し、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取り扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをせず、常に公正な職務の遂行に当ること」 【=同上】
p44(第1項/2段落目、	上記の書類に基づいて、発覚した JICA 及びプロサバンナ支持	上記の書類に基づいて、発覚した JICA 及びプロサバンナ支持

2行目)	者提案者の行動や試みに対する	者及び提案者の行動や試みに対する
(要約-2)	全て紛争状況のもとでの、JICAによる「コミュニケーション戦略」及び「ステークホルダーの参加」プロジェクト(MAJOL社)の策定、資金調達と実施、現地NGOであるSOLIDARIEDADEとの契約締結、公聴会の政治問題化、及びモザンビークの市民社会の <u>分裂を促進し</u> ナンブーラ農民としての我々の声 <u>を押し殺すための情報の形成</u> と操作。	対立状況のもとで行われた、JICAによる「コミュニケーション戦略」及び「ステークホルダーの参加」プロジェクト(MAJOL社)の立案、資金調達と実施、 <u>並びに</u> 現地NGOであるSOLIDARIEDADEの <u>備上</u> 、公聴会の政治問題化；モザンビークの市民社会の <u>分断と</u> ナンブーラ農民としての我々の声の <u>断絶を</u> 推し進めるため、 <u>新聞記事の情報の捏造</u> と操作を行ったこと
(要約-3 /5行目)	「オプション・ゼロ」または「代替オプション」に関する説明の欠如による公聴会への参加の妨害。	「オプション・ゼロ」または「代替オプション」に関する説明の欠如、公聴会への参加の妨害。
p46 (7./1段落目)	モザンビーク農務省(MASA)などのわが政府機関、～	モザンビーク農業省(MASA)などのわが政府機関、～
(7./4段落目)	前者のコンファレンスにおいて、 <u>農民全国組合の組合長</u> は「プロサバンナ事業を停止させ再検討させるための公開状」を読み上げ、 <u>地域を受けた男女の農民及び利害関係を有する男女</u> のモザンビーク国民の真の声を表しました。	前者のコンファレンスにおいて、 <u>全国農民連合の会長</u> は「プロサバンナ事業を停止させ再検討させるための公開状」を読み上げ、 <u>影響を受けた地域の農民及び利害関係を有するモザンビーク国民の真の声を表しました。</u>
(7./5段落目)	招待された <u>農務省大臣</u> (MINAG/MASA)は農民のリーダーを「操り人形」呼ばわりして我々の当時の <u>組合長</u> に対して「おれの邪魔をする者をひどい目に遭わせる」と述べて脅しました。	招待された <u>農業省大臣</u> (MINAG/MASA)は農民のリーダーを「操り人形」呼ばわりして我々の当時の <u>全国連合の会長</u> に対して「おれの邪魔をする者をひどい目に遭わせる」と述べて脅しました。
p47 (1段落目)	今 <u>入手している</u> 文書は	今 <u>閲覧可能な</u> 文書は
(最終段落)	プロサバンナのコーディネーターである <u>元農務大臣</u>	プロサバンナのコーディネーターである <u>元農業副大臣</u>